

情報提供

那医発第 305 号
令和 8 年 7 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

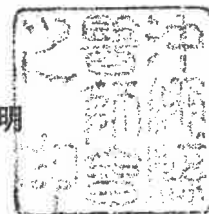
冲医発第 670 号

令和 8 年 7 月 24 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用についての通知となっております。

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害につきましては、令和 8 年 7 月 21 日付け冲医発第 646 号「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」により、ご連絡申し上げたところです。

本件につきましては、令和 8 年 7 月 7 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 7 月 13 日に公示されており、適用日から公示日まで 1 週間経過していることから、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行われないこととなり、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応される旨、国民健康保険中央会および社会保険診療報酬支払基金から事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

● 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

（令和 8 年 7 月 15 日（日医発第 747 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第747号（保険）
令和8年7月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害につきましては、令和8年7月14日付け日医発第737号（保険）「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」により、ご連絡申し上げたところです。

本件につきましては、令和8年7月7日に災害救助法が適用され、令和8年7月13日に公示されており、適用日から公示日まで1週間経過していることから、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行われないこととなり、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応される旨、国民健康保険中央会および社会保険診療報酬支払基金から事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・ 令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について
(令8.7.14 事務連絡 国民健康保険中央会)
- ・ 令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について
(令8.7.14 事務連絡（重要性分類Ⅲ） 社会保険診療報酬支払基金)

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 14 日

日本医師会 御中

国民健康保険中央会

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る
災害救助法の適用について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」につきましては、令和 8 年 7 月 7 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 7 月 13 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 週間経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いを行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議済みであることを申し添えます。

(当該取扱いに関するお問い合わせ先)

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、村椿
TEL：03-3581-6811 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 14 日

日本医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る
災害救助法の適用について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」につきましては、令和 8 年 7 月 7 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 7 月 13 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 週間経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】

社会保険診療報酬支払基金本部

電話 03-3591-7441（代表）

事業統括部西日本事業サポート課 西山



令和 8 年 7 月 13 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 7 月 7 日に甲賀市で発生した土砂崩れにより、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、滋賀県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
滋賀県 (1 市)	甲賀市 (こうかし)	7 月 7 日 (7 月 13 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）